

# 一宮町内会防災会規約

(名 称)

第1条 この自主防災組織の名称は、一宮町内会防災会（以下「防災会」と称す）

(目 的)

第2条 防災会は、災害対策基本法及び地域防災基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する地域の復旧に関すること。
- (2) 災害発生時における情報集、伝達、初期消火、救出、救護、避難誘導、応急手当に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資材の備蓄に関すること。

(役 員)

第4条 防災会は次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	5 名
班 長	若干名
会 計	1 名
監 事	2 名

2. 会長は、一宮町内会（以下「町内会」と称す）会長、副会長は、町内会長、副会長、班長は、町内会理事、会計及び監事は町内会の、会計、監事をもってあてる。

3. 役員任期は、町内会の規約に準ずる。

(役員の仕事)

第5条 会長は防災会を代表し、災害発生時には、行政機関、消防団等の支持を得て、応急対策の指揮をとる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
3. 班長は、単位町内会の任務遂行及び会務の処理を行う。
4. 監事は会計を監査する。

(会 議)

第6条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

2. 定例総会（役員会）は、年1回、年度当初の町内会理事会に合わせて開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき招集する。
4. 会長は、会議の議長となり、議事を進行する。
5. 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第7条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
  - (2) 防災知識の普及に関すること。
  - (3) 防災訓練の実施に関すること。
  - (4) 災害発生時における情報収集、伝達、出火防止、初期消火、救出、救護、避難誘導、炊き出しに関すること。
  - (5) その他必要とする事項

(会 計)

第 8 条 防災会の運営に関する費用は、町内会で処理する。

(会計年度)

第 9 条 防災会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(監 査)

第 1 0 条 防災会の監査は、毎年回実施し、その結果を総会に報告する。

(雑 則)

第 1 1 条 この規約に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が総会に諮り定める。

(付 則)

この規約は、平成 17 年 4 月 15 日から施行する。